

経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き (経営事項審査)

令和5年1月改正

この手引きは、国土交通大臣許可（近畿地方整備局）の建設業者を対象にしています。



国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

必ずお読みください



事実と異なる申請や書類の偽造等を行ったことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出したことが明らかになった場合、30日以上営業停止となる可能性があります。

必ず責任者へ確認のうえ、申請してください。

目次（本編）

I. 経営事項審査について

1. 経営事項審査制度の概要	
1) 経営事項審査とは	1
2) 審査基準日	2
3) 有効期間	2
2. 経営事項審査の仕組み	3
3. 総合評定値（P）の算出方法について	3

II. 申請手続きについて

1. 申請方法	
1) 経営状況分析（Y）	4
2) 経営規模等評価（X・Z・W）	4
2. 提出書類（経営規模等評価申請用）	5
1) 申請書等	
2) 添付書類	
3) 確認書類	
3. 申請にあたっての留意事項	5
[1] 提出部数	
[2] 綴じ方	
4. 提出先	6
5. 手数料	6
6. 審査期間及び結果通知書の送付について	6

III. 申請書等の作成方法について

1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書【記入例】	7、8
2. 別紙1 工事種類別完成工事高／元請完成工事高【記入例】	9、10
■ 完成工事高及び元請完成工事高の業種間算入加算について	11
3. 別紙3 その他の審査審査項目（社会性等）【記入例】	12
4. 別紙2 技術職員名簿【記入例】	13
■ 技術職員名簿に関する注意事項	14、15
5. 添付書類 工事経歴書等の作成について	
1) 工事経歴書	16～18
2) 建設機械について	19、20
3) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	21、22
4) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	23
6. 確認書類について	24～26

IV. その他

1. 審査期間及び結果通知書の送付について（再掲）	27
2. 再審査の申し立てについて	27
3. 業種追加について	27
4. 経営事項審査結果の公表について	27
5. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について	27
6. 特殊な経営事項審査について	27
7. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて	28
[1] 申請に係る個人情報の利用目的等	
[2] 結果に係る個人情報の利用目的等	
8. 登録経営状況分析機関について	28
9. お問い合わせ先	28

I 経営事項審査について

1. 経営事項審査の概要

1) 経営事項審査とは

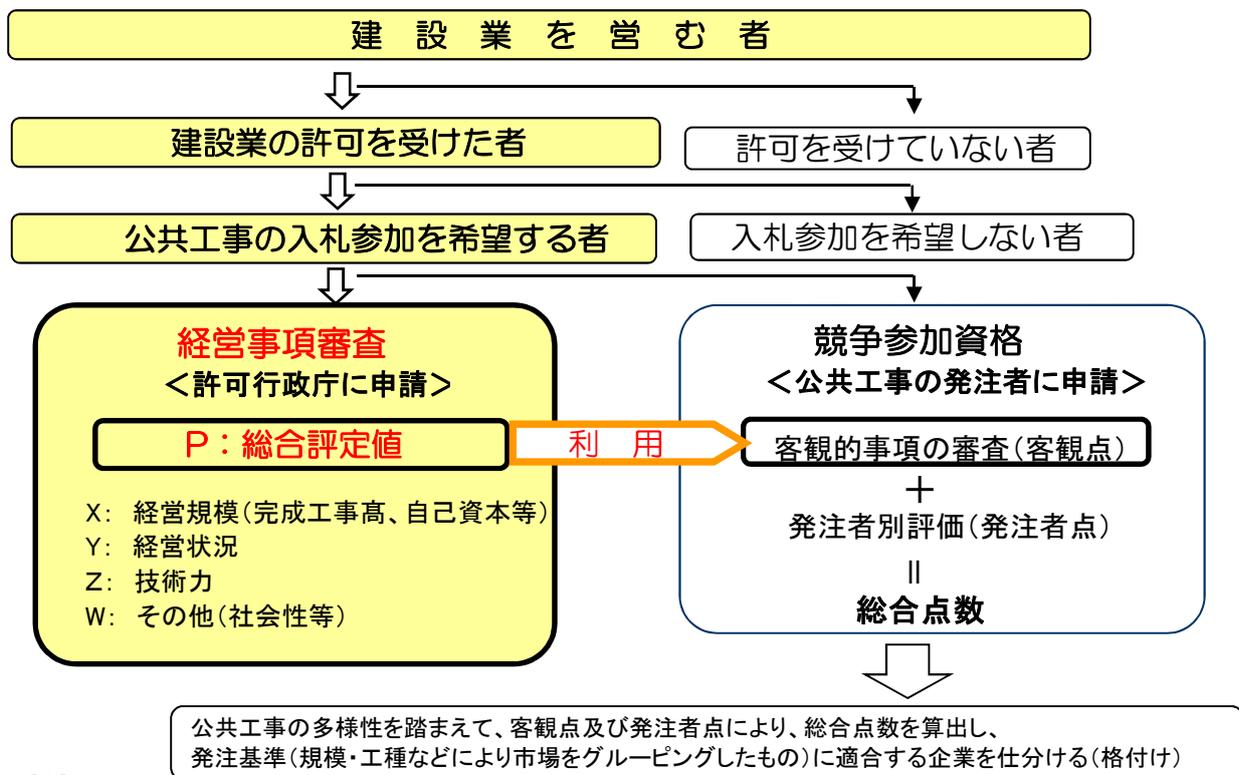
国、地方公共団体などが発注する公共事業を直接請け負おうとする場合には、必ず受けておかななくてはならないとされている審査です。

公共事業の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。

この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査した上で、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化(総合点数)して、格付けが行われています。このうち「客観的事項」にあたる審査が「経営事項審査」です。

この「経営事項審査」は、どの発注機関が行っても同一の結果となるべきものですので、特定の第三者が統一的に一定基準に基づいて審査を行うことが効率的ですし、また、この審査自体が建設業行政とともに密接に関連していることから、建設業法により**建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施すること**とされています。

～ 建設業者と経営事項審査の関係 ～



POINT

対象となる「公共工事」とは？

経営事項審査を受けなければ請け負うことができないとされている工事(公共工事)は、次のとおりです。

●発注者が次のいずれかである施設又は工作物に関する建設工事で、工事1件の請負代金の額が500万円以上(建築一式工事の場合は1,500万円以上)のもの

- (1)国
- (2)地方公共団体
- (3)法人税法別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体は除く)
- (4)東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者
- (5)新関西国際空港株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社並びに本州四国連絡高速道路株式会社
- (6)特別な法律により特別の設立行為をもって設立された法人
(公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、消防団員等公務災害補償等共済基金、地方競馬全国協会、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社)

ただし、次の建設工事については、対象から除かれます。

[1]堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事

[2] [1]に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事)

2) 審査基準日

経営事項審査では、原則として申請をする日の直前の事業年度終了日（直前の決算日）が審査基準日となります。

審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、**従前の審査基準日では審査を受けることはできません。**

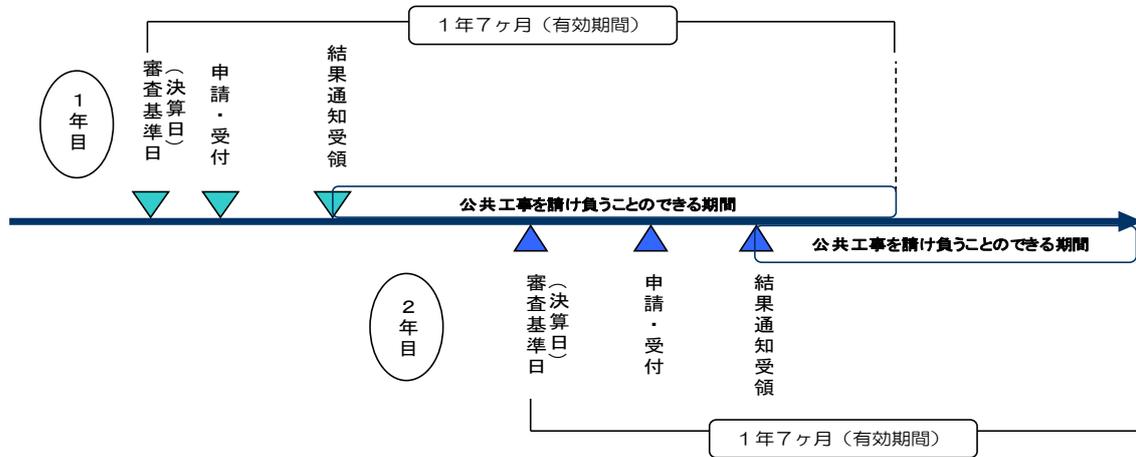
3) 有効期間

経営事項審査の有効期間は、結果通知書（経営事項審査）を受領した後、その経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月の間です。この「1年7ヶ月」の期間は、審査基準日から起算されるものであり、結果通知書を受け取ってからの期間ではありません。

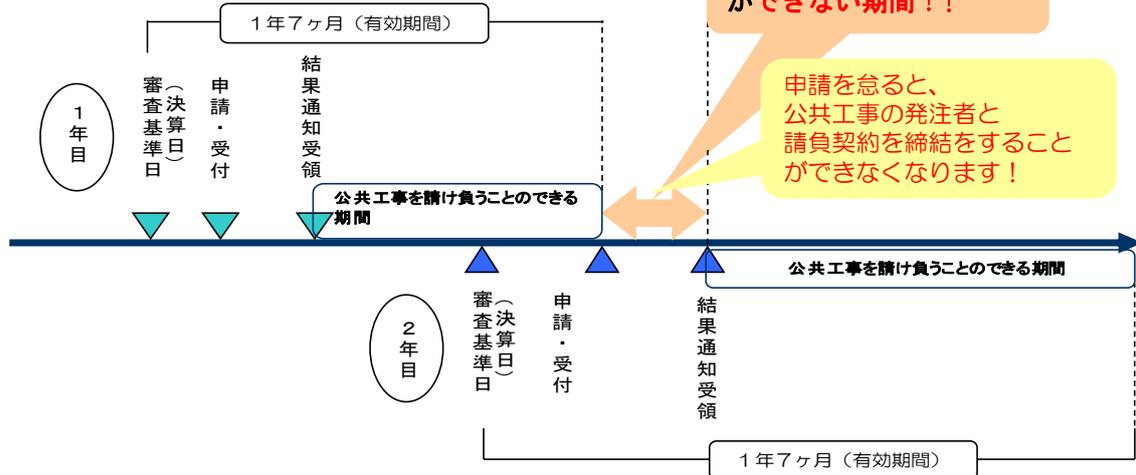
公共工事の受注（発注者と契約を締結すること）には、契約締結日の1年7ヶ月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていることが必要です。これは、公共工事発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。

従って、毎年公共工事を直接請け負おうとする場合は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年決算後速やかに経営事項審査を受ける必要があります。

○決算後に速やかに申請した場合



○申請遅延のため公共工事が請負できない期間が生じた場合



POINT

■有効期間を切れ目なく継続するためには・・・

毎年、決算終了後4ヶ月以内を目安に経営事項審査を申請する必要があります。（3月決算の会社であれば、7月末日まで）

また、申請するにあたり、**事前に**建設業許可に係る決算の『変更届出書』の提出を必ず行ってください。

2. 経営事項審査の仕組み

・経営事項審査は、次に掲げる事項について、数値による評価をして行います（建設業法第27条の23第2項）

1) 経営状況

2) 経営規模等

「経営規模等」とは

「経営状況」（Y）以外の客観的事項を言います。
 具体的には、「経営規模」（X）、「技術力」（Z）及び「社会性等」（W）から構成されています。

・国土交通大臣又は都道府県知事は、上記2）「経営規模等」に係る評価（経営規模等評価）の申請をした建設業者から請求があった場合には、上記1）「経営状況」に関する分析（経営状況分析）の結果に係る数値と経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、客観的事項の全体についての評定結果に係る数値を通知しなければならないとされています。この客観的事項全体

POINT

■ 経営事項審査

経営状況分析申請
(Y)

+

経営規模等評価申請
(X・Z・W)

=

総合評定値の請求
(P)

3. 総合評定値（P）の算出方法について

客観的事項全体に係る数値である「総合評定値（P）」の算式、及び各審査項目ごとのウエイト等は、以下のようになっています。
 （令和5年1月1日以降）

項目区分		審査項目	最高点	最低点	ウエイト	審査機関
経営規模等	経営規模	X1 完成工事高（業種別）	2,309	397	0.25	許可行政庁
		X2 自己資本額 利払前税引前償却前利益の額	2,280	454	0.15	
	技術力	Z 技術職員数（業種別） 元請完成工事高（業種別）	2,441	456	0.25	
	その他の審査項目（社会性等）	W ①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業年数 ③防災活動への貢献の状況 ④法令順守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況	2,109 R5.8.14申請以降 2,073	-1,995 -1,837	0.15	
経営状況	経営状況	Y ①負債抵抗力 { 純支払利息比率 負債回転期間 } ②収益性・効率性 { 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 } ③財務健全性 { 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 } ④絶対的力量 { 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金 }	1,595	0	0.20	登録経営状況 分析機関

★ 総合評定値（P）は、次の算式により算出します。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 (X1) + 0.15 (X2) + 0.20 (Y) + 0.25 (Z) + 0.15 (W)$$

総合評定値（P）の点数

最高点
2,162

最低点
-18

※令和5年8月14日以降は最高点が2,159、最低点が6となる。

Ⅱ 申請手続きについて

1. 申請方法

- ・経営事項審査は、「経営規模等」(X・Z・W)と「経営状況」(Y)に分れています。(『総合評定値』(P)は、これらの審査結果を得た後に、許可行政庁に対して請求します。)
- ・「経営規模等」(X・Z・W)については許可行政庁に対して、「経営状況」(Y)については登録経営状況分析機関に対して、それぞれ申請書等の必要書類を提出して行います。

1) 経営状況分析 (Y)

建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」という。)が行います。経営状況分析申請については、登録経営状況分析機関に、直接行ってください。

*登録経営状況分析機関についてはP27を参照してください

2) 経営規模等評価 (X・Z・W)

- ・近畿地方整備局長あての「経営規模等評価申請書」、その他の必要書類を揃えて、**郵送又は持参**により、**直接近畿地方整備局へ**提出してください。(紙申請の場合)

令和5年1月10日より電子申請が始まります。(紙による申請も継続します。)

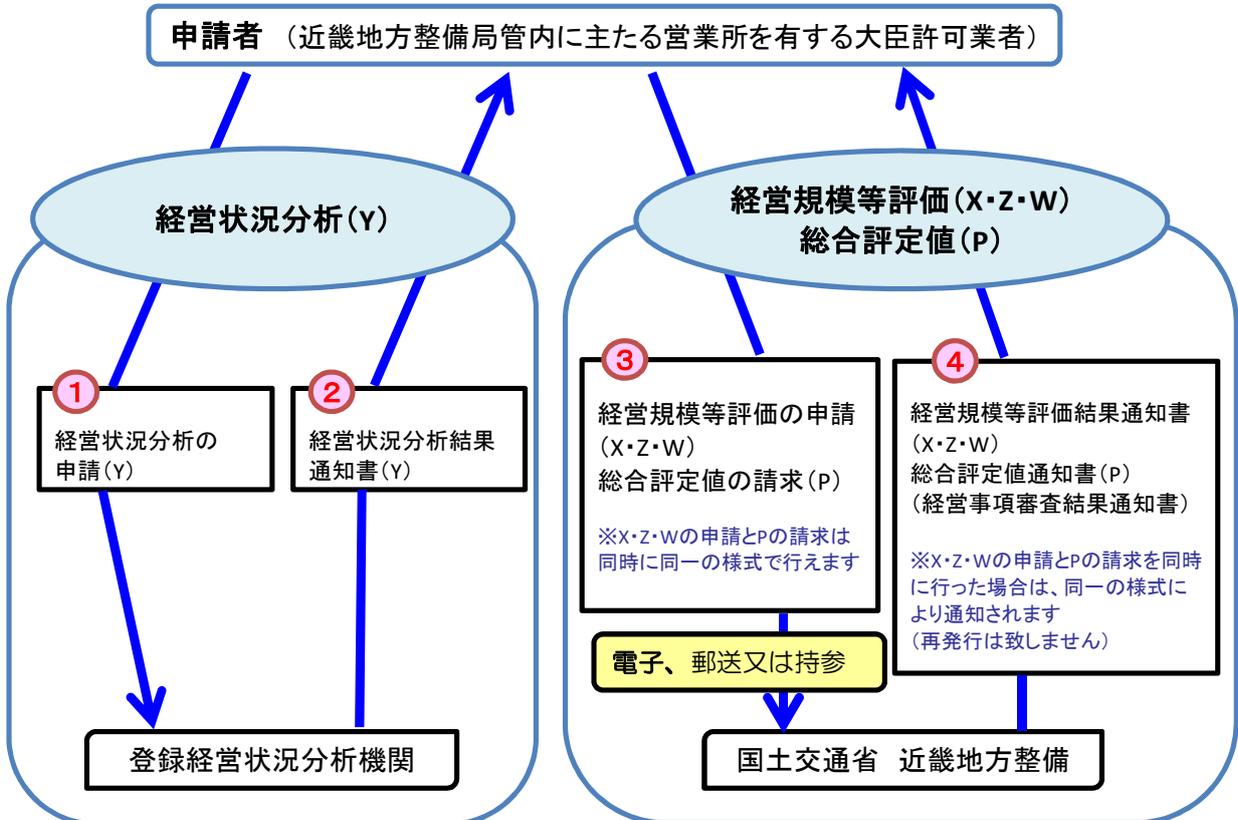
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

- ・経営事項審査は、受付後に順番に審査を行い、確認補正事項・追加資料の提出等があれば審査担当者からご連絡させていただきます。ただし、確認書類等が不足している場合は、必要な手続きもしくは

不足書類の到達後となります。また、決算変更届が未提出の場合は、申請書を返送させていただく場合があります。

- ・補正の連絡をさせていただいてから、90日以上補正対応がされない場合、補正対応がされていない相応の理由を確認させていただいた上で申請の取り下げをさせていただく場合があります。

- ・結果通知書については簡易書留郵便により送付します。(紙申請の場合)



POINT

虚偽申請防止対策の実施

審査時に、完成工事や技術職員の水増しなどの虚偽申請や配置技術者違反などについても確認を行います。そのため、追加書類の徴収、書面での疑義内容の確認をさせていただく場合があります。

2. 提出書類（経営規模等評価申請用）

ここでは国土交通大臣許可業者に係る「経営規模等評価」申請に係る提出書類について説明します。提出書類は、申請書等、添付書類及び確認書類に大別されます。このうち申請書と添付書類については建設業法施行規則等において様式が規定されていますが、確認書類については、国土交通大臣又は都道府県知事がそれぞれ審査に必要な書類を公示しています。

1) 申請書等	
① 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の14 (20001帳票)</small>	記入例 P7・8
② 工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高 <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙1 (20002帳票)</small>	記入例 P9・10
②-2 工事種類別完成工事高付表 <small>国総建第269号(H20.1.31) 経営事項審査の事務取扱いについて(通知) 別記様式第1号</small> ※ 業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出	記入例 P11下部
③ その他の審査項目(社会性等) <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙3 (20004帳票)</small>	記入例 P12
④ 技術職員名簿 <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙2 (20005帳票)</small>	記入例 P13~15
⑤ 経営状況分析結果通知書(原本) <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の13</small>	
⑥ 委任状(行政書士等による代理申請の場合)(原本)	⑥については建設業法等には、様式が指定されていません。任意の様式で提出して下さい。
⑦ 審査手数料印紙貼付書	⑦については、経営事項審査申請の手引き(資料編)に参考様式があります。
2) 添付書類	
⑧ 工事経歴書(様式第2号) ※省略不可 <small>建設業法施行規則 別記様式第2号</small>	記入例 P16~18
3) 確認書類	
必要書類は経営規模等評価申請・総合評定値請求にかかるチェックリストを参照して下さい。 ※確認書類は、国土交通大臣許可業者と府県知事許可業者とでは必要な書類が異なります。	
	参考 P24~26

https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/daizinkyoka_sinsa2.html

3. 申請にあたっての留意事項

【1】提出部数

- [1] 申請書等
正本：1部
- [2] 添付書類 1部
- [3] 確認書類 1部

※審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、控えを保管して下さい。

『確認書類』は返却いたしません。原本の提出が必要な書類以外は、必ず写し(コピー等)を提出して下さい。

・確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行日翌日から1ヶ月を経過した日以後に、近畿地方整備局において「溶解処理」致します。

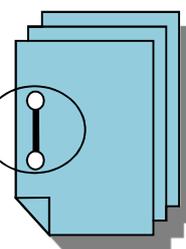
【2】綴じ方

・申請書等・添付書類(①~⑧)は左側をステープラー(ホッチキス)・綴りひも等で順番に綴じて下さい。
※確認書類のうち「継続雇用者名簿」「1級監理受講者名簿」「経理処理の適正を確認した旨の書類」「建設業経理士等名簿」「建設機械保有状況一覧表」を提出される場合は、【申請書等・添付書類類】末尾と一緒に綴じこんで下さい。

・確認書類は、項目ごとに順番にとりまとめて、封筒・袋等に入れて下さい。

袋等の表に「経営規模等評価申請・総合評定値請求にかかるチェックリスト」を該当する項目をチェックした上で添付して下さい。

ステープラー綴じ等



【申請書等・添付書類】



【確認書類】

4. 提出先

【郵送による提出の場合】

〒540-8615
 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
 近畿地方整備局 建政部建設産業第一課 宛

「**経営事項審査申請書** 在中」と明記してください

受付印をご希望の方は、**受付印通知用はがき**（切手貼付・返送先等必要事項記載のもの）または**申請書の1枚目のコピーと返信用封筒を同封してください。**

封筒貼付票、受付印通知用はがきは、以下の近畿地方整備局のウェブサイトからダウンロードできます。
https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/daizinkyoka_sinsa2.html

【持参による提出の場合】

※可能な限り郵送による申請にご協力をお願いします。

近畿地方整備局 建政部建設産業第一課 調査係

申請書の1枚目のコピーを持参してください。

受付時には、提出書類の形式チェックのみ行います。

専用受付窓口はありませんので、混雑する際には、お待ちいただくことがあります。

5. 手数料

- ・経営事項審査を受けるにあたっては、「経営状況分析」の申請、「経営規模等評価」の申請、「総合評定値」の請求にそれぞれ手数料がかかります。
- ・手数料の「料金」については、建設業法施行令第27条の14第2項で以下の審査手数料一覧表のとおり定められています。
- ・また、手数料の「納付方法」については、**国土交通大臣許可業者は、収入印紙により納めていただく**ことになっています。

経営状況分析申請（Y）

各登録経営状況分析機関が個別に設定していますので、申請を行う先の登録機関にお問い合わせ下さい。

経営規模等評価申請（X・Z・W）

8,100円に審査対象建設業（審査を受けようとする業種）1種類につき2,300円を加算した額。

総合評定値の請求（P）

400円に審査対象建設業（審査を受けようとする業種）1種類につき200円を加算した額。

経営事項審査・審査手数料早見表

（単位：円）

1業種	11,000	15業種	46,000
2業種	13,500	16業種	48,500
3業種	16,000	17業種	51,000
4業種	18,500	18業種	53,500
5業種	21,000	19業種	56,000
6業種	23,500	20業種	58,500
7業種	26,000	21業種	61,000
8業種	28,500	22業種	63,500
9業種	31,000	23業種	66,000
10業種	33,500	24業種	68,500
11業種	36,000	25業種	71,000
12業種	38,500	26業種	73,500
13業種	41,000	27業種	76,000
14業種	43,500	28業種	78,500
		29業種	81,000

※手数料の内訳は、
 基本手数料8,500円（8,100円+400円）、
 その他1業種につき2,500円（2,300円+200円）

・**経審結果通知後に、新たな業種の許可を受け、業種追加をする場合の基本手数料は不要です。**
 （ただし、業種追加に伴う完工高、技術者の追加以外は、従前の受審内容の変更はできません。）

POINT

- ・**収入証紙ではありませんので、間違えないよう気を付けて下さい。**
- ・収入印紙は、審査手数料印紙貼付書（参考様式）、任意の用紙、申請書の空欄等に貼付して提出して下さい。
- ・手数料を算出する際は、「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」及び「鋼橋上部工事」は審査対象建設業としてカウントしません。

6. 審査期間及び結果通知書の送付について

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（結果通知書）の申請者への送付は、**近畿地方整備局で申請書を受理後、補正期間を除いて約40日後（8月～10月の繁忙期を除く）**になりますが、申請件数等の状況によって異なる場合もありますので、予め御了承願います。

結果通知書は、原則許可を受けた建設業者宛に送付しますが、行政書士等が委任状で「結果通知書の受領」の委任を受けていることが記載されている場合のみ行政書士等宛に送付します。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

建設業法施行規則別記様式第25号の14 (20001帳票) 【記入例】

様式第二十五号の十四 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

不要なものを消す。
(通常は「経営規模等評価再審査申立書」を消す。)

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

(用紙A4)
2 0 0 0 1

総合評定値(P)の請求をしないときは、
こちらを消す

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段階書き
(例) (登記上) ○○県○○市▲▲*-*
(事実上) ○○県◎◎市△△*-*

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1

近畿地方整備局長
~~北海道開発局長~~
知事 殿

不要なものを消す

この欄は記入しない

近畿地整建設 株式会社
代表取締役 近畿 太郎

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	15	20
申請時の許可番号	02	大臣知事コード 00 国土交通大臣知事許可(特-2)第 012345号	11	15
前回の申請時の許可番号	03	大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(特-)第 号	11	15
審査基準日	04	令和 年 月 日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1 (法人)		
商号又は名称のフリガナ	08	キンキチセイケンセツ		
商号又は名称	09	近畿地整建設(株)		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	キンキタロウ		
代表者又は個人の氏名	11	近畿太郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	23106		
主たる営業所の所在地	13	大手前3-1-4 1		
郵便番号	14	540-8586		
許可を受けている建設業	15	2222211111		
経営規模等評価対象建設業	16	99999999		

申請時に有している建設業許可について
・特定建設業：「2」を記入する
・一般建設業：「1」を記入する

*審査基準日時点で受けている許可の状況を記入するものではありません

POINT

■再審査の申立について...

行政(審査)庁側の誤り等により、経営事項審査結果通知書の内容が、申請内容と異なる場合、結果通知書を受けた日から30日以内に限り、再審査を申し立てることができます(登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まず)。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、「申請者の責任に帰する案件」については、再審査の申し立ての対象となりません。※申請時には書類の記載事項等十分確認してから提出してください。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

2. 別紙一 工事種別完成工事高/元請完成工事高

建設業法施行規則別記様式第25号の14 別紙1(20002帳票) 【記入例】

別紙一

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合のみ記入する

(用紙A4) 20002

「【項番16】経営を受審する業種」と一致(審査対象業種を全て記入する)

工事種別完成工事高
工事種別元請完成工事高

申請者 近畿地整建設(株)

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度及び
前々審査対象事業年度

自 02年04月 至 04年03月

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度
03年04月~04年03月
前々審査対象事業年度
02年04月~03年03月

審査対象事業年度 計算基準の区分
自 04年04月 至 05年03月 2 (1.2年平均、2.3年平均)

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合は、完成工事高計算表及び元請完成工事高計算表それぞれの合計を2で割った値を各カラムに記入する

工事経歴書に記載の金額と一致していることを確認、算入させている場合は付表を作成す

(千円未満の端数切り捨て)

業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
32010	217462	217462	19805	19805
32011	0	0	0	0
32050	13087	3837	8353	337
32051	3700	2600		
33				
34				

右の3業種を受審する場合は当該業種の次の業種コード欄に必ず内訳業種を記入する(工事実績が無い場合は「0」を記入する)

申請業種(業種J-ド)	内訳業種(業種J-ド)
土木一式工事(010)	プレストレストコンクリート構造物工事(011)
とび・土工・コンクリート工事(060)	法面処理工事(051)
鋼構造物工事(110)	鋼橋上部工事(111)

業種コード表

J-ド	工事の種類	J-ド	工事の種類	J-ド	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1.有 2.無)

【項番33】その他・【項番34】合計は、この様式を2枚以上使用する場合、この様式の最終ページに記入する。
※1枚の場合は1枚目に、複数枚数の場合は最終ページに記載する際、実績がない場合は空欄ではなく、「0」を記載すること。

【契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を記入する(2枚目以降も記入すること)】

POINT

■工事の定義は建設業法により行います(建設業法第2条)

- この法律において、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、**建設工事の完成を請け負う営業をいいます。**

例えば、除草(剪定)業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、完成工事高に原則計上できません。

計上された場合、売上げを完成工事高から除き、兼業売上高への修正が必要になり、経営状況分析、決算変更届等の「やり直し」になりますのでご注意ください。

- 建設業法による建設工事の業種区分は資料編巻末を参照して下さい。

別紙一

(用紙A4)
2 0 0 0 2

**工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高**

申請者 近畿地整建設(株)

2枚目以降は記入しない

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分 (1.2年平均) (2.3年平均)
31	自 年 月 至 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	自 年 月 至 年 月	年 ()
32	業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
32	3 2 1 1 0	0	0	0	0
32	3 2 1 1 1	0	0	0	0
32	3 2 2 9 0	11,600	8,650	9,500	9,500
32	3 2 3 0 0	0	0	0	0
33	3 3 1 1 5 1 8	11,217	0	11,819	0
34	3 4	252617	230374	213323	200271

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入する
完成工事高がない場合は「0」を記入する
(兼売上高は計上できません)

内訳の工事である「ア」リストカット・構造物工事」「法面処理工事」「鋼橋上部工事」の完成工事高については重複するため合計には含めません

1枚に書ききれず、2枚以上にわたる場合「その他」及び「合計」は、この様式の最終ページに記入する

後Vに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

【契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を記入する】

「項番32」及び「項番33」のカラムに記入した完成工事高の合計を記入(単純な”足し算”の計)
合計欄の数値は、「様式第16号 損益計算書の完成工事高」と一致する

POINT

■金額は決算変更届の「直前3年の各事業年度における施工金額」の数値と一致する。
各カラムの記入数値の根拠は、決算変更届「様式第3号 直前3年の各事業年度における施工金額」に計上した値です。

合計欄の数値は、「様式第3号 直前3年の各事業年度における施工金額合計」、「様式第2号 工事経歴書」「様式第16号 損益計算書の完成工事高」と一致するようにして下さい。

■ 完成工事高及び元請完成工事高の業種間算入加算（業種間積み上げ）について

- ・審査対象建設業の年間平均完成工事高に、他の建設業の年間平均完成工事高を含めることができます。これを「算入」若しくは「業種間積み上げ」と呼んでいます。
- ・「業種間算入加算」を行う場合の主な注意点は以下のとおりです。
 - 業種間積み上げを利用する場合、工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号を必ず作成して下さい。
 - 振替元、振替先の建設業種の許可を持っていることが必要です。
 - 一つの請負工事に係る建設工事の完成高を2つ以上の種類に分割又は重複計上することはできません。
 - 振替した元の建設業種は審査対象業種にはできなくなります。
 - 審査対象年度に算入した場合、前審査対象年度、前々審査対象年度も同様の算入した数値を算出計上して下さい。
 - 上記の他、算入・業種間積み上げについては以下を参照して下さい。

一式工事への専門工事の算入

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という）である場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

振替先の一式工事	←	振替元の専門工事
土木一式工事	←	土木工作物の建設に関連する工事 (とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、水道施設 解体工事 など)
建築一式工事	←	建築物の建設に関連する工事 (大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具 解体工事 など)

○矢印の方向で積み上げすることができます。
(工事の内容によっては、積み上げできない場合があります)

専門工事への専門工事の算入

審査対象建設業が一式工事以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

振替先の専門工事	↔	振替元の専門工事
とび・土工・コンクリート	↔	石、造園、解体
電気	↔	電気通信、消防施設
管	↔	熱絶縁、水道施設、消防施設
塗装、屋根	↔	防水

【記入例】 工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高(積み上げ後)		左に含める完成工事高	
(審査対象事業年度) 令和 4年4月～令和 5年3月			
土木一式工事	15,000千円	土木一式工事	10,000千円
うち元請	11,000千円	うち元請	10,000千円
		舗装工事	5,000千円
		うち元請	1,000千円
(前審査対象事業年度) 令和 3年4月～令和 4年3月			
土木一式工事	12,000千円	土木一式工事	12,000千円
うち元請	12,000千円	うち元請	0千円
		舗装工事	0千円
		うち元請	0千円
(前々審査対象事業年度) 令和 2年4月～令和 3年3月			
土木一式工事	13,000千円	土木一式工事	9,000千円
うち元請	9,000千円	うち元請	9,000千円
		舗装工事	4,000千円
		うち元請	0千円

積み上げる業種は、審査対象事業年度に合わせてください。

POINT

■「業種間積み上げ」を行った業種（振替元）については、経営事項審査を受けることができません。
また、公共工事の発注者の中には、積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げを認めているか否かを必ず確認

■ 技術職員名簿に関する注意事項

① 技術職員名簿に記載できる方

- ・技術職員名簿に記載できる方は、雇用期間を限定することなく6ヶ月を越える常時雇用がされている方が対象となります。
- ・技術職員名簿に記載できない方の例は、以下のとおりです。
 - (1) 雇用（転籍・採用）されてから6ヶ月以下の方
 - (2) 資格（実務経験を含む）を持っていない方
 - (3) 期間を定めて雇用している方（高年者雇用安定法対象の65才以下除く）
 - (4) 他の勤務職員と比較して勤務日・勤務時間が短い方
 - (5) 健康保険法に定められた保険加入されていない方
 - (6) 監査役・非常勤の役員の方 など
- ・確認書類のうち、常勤性の確認をするためにご提出いただく標準報酬決定通知書等には、技術職員名簿通番及び建設業経理士等名簿の番号を附記願います。

② 実務を有する者の取扱いについて

- ・実務経験を有する者とは、以下のような方を指します。なお、経験年数の計算において、複数業種で経験期間が重複しているものは二重計算できません。（ただし、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務経験の期間として計算できます。）
 - (1) 有資格区分コード：001 建設業法第7条第2号イ該当
学校教育法による所定学科を修めて高校又は高等専門学校・短大・大学を卒業後、高校5年以上、高等専門学校・短大・大学3年以上評価を受けようとする建設業に関する実務の経験をしている者（各種学校の専門学校は該当しません）。
 - (2) 有資格区分コード：002 建設業法第7条第2号ロ該当
学歴に関係なく10年以上評価を受けようとする建設業に関する実務の経験をしている者
- ・近畿地方整備局においては、有資格区分コード001の方には卒業証明書等の写しの提出を求めています。002の方について、その経験を証明するための確認書類（実務経験証明書等）のご提出を予め求めています。ただし、必要に応じて、実務経験証明書（建設業法施行規則 別記様式第9号）等を追加で求める場合があります。また、卒業した学科によっては、卒業証明書以外に履修内容の分かる証明が必要な場合もあります。

POINT

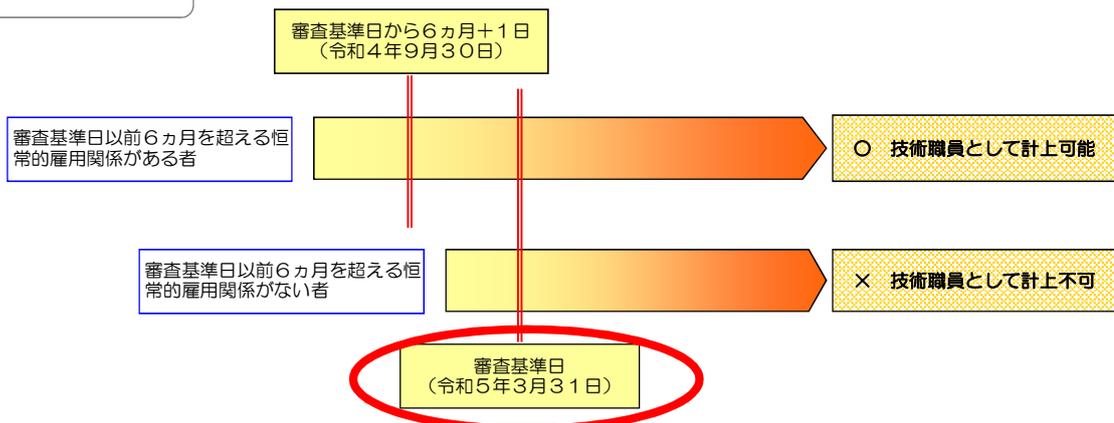
■ 実務の経験とは・・・

29種類の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。また、この実務の経験は請負人の立場における経験に限られませんから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督としての経験もこれに含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まれません。

③ 6ヶ月を越える雇用関係について

- ・平成23年4月1日から技術者に新たに必要とされる「審査基準日以前に6ヶ月を越える恒常的な雇用関係」の期間計算については、審査基準日（決算日）から6ヶ月と1日前以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。

技術者に必要な雇用期間の考え方



④ 出向者の取り扱いについて

- ・ 出向先で審査基準日以前6ヶ月を超える常勤であれば、出向先の職員として評価の対象となります。
(出向元では、評価の対象にはなりません)
- ・ 確認書類として、通常の技術職員と同様の出向元での書面の他に、出向協定書又は出向元作成の出向証明書のいずれかの書類を提出願います。
- ・ 前年審査基準日に出向者であった者が、今回審査基準日以前6ヶ月以内に出向先の社員となった場合は、通常の技術職員と同様の書面に加え、出向元での通常の技術職員と同様の書面と資格喪失届も提出願います。

⑤ 継続雇用の取り扱いについて

技術職員として技術職員名簿に記載できる雇用期間を定めることなく6ヶ月以上の雇用関係のある常勤の技術職員の方ですが、就業規則に定める定年年齢を超えて「高年者雇用に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなされます。
対象となる方については「継続雇用されている技術職員名簿」様式第3号の作成が必要です。

POINT

*就業規則において定年制の定めがない、もしくは定年延長としている場合、常勤の役員と確認のできる方、期間の定めのない雇用契約を結んでいる場合は作成不要です。ただし、期間の定めのない雇用契約を結んでいる場合は、雇用契約書等を提出願います

*雇用期間を限定された雇用契約を結んでいて常時雇用とみなせるのは、**定年までに入社され、定年以後継続的に雇用されている65才以下の方が対象となります。**

*6ヶ月を越える雇用の確認について、継続雇用される場合で、健康保険等一旦喪失後に再取得する場合には、間断なく保険資格を有していること、また合併等伴う企業再編のあった場合、合併等を反映した経審を受けていることが必要です。

～記載例～

様式第3号

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

年 月 日

近畿地方整備局長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

通 番	氏 名	生 年 月 日

記載要領

- ・ 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- ・ 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

出向者で継続雇用されている場合は、**出向元が作成する「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」**が必要です。
継続雇用制度及び定年制度の内容を確認するため、出向元の労働基準監督署の受付印のある就業規則の写しを併せて提出してください。

年月日欄は、提出日以前の日を記載してください。

通番は、技術職員名簿を記載してください。

記載するのは
定年から65才以下の1年更新など期間を区切って高年者雇用安定法に基づき継続雇用している方

【注意事項】

*下記の方は記載不要です。

- ①常勤の役員と確認できる方
- ②定年制が66才以降の場合
- ③定年前、継続雇用制度によらない雇用契約の方

【注意事項】

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿に記載された方は

「建設業経理士名簿」に記載できません。

5. 添付書類 工事経歴書等の作成について

建設業法施行規則 別記様式第2号

1) 工事経歴書

『工事経歴書』は、建設業許可の申請を行う際の添付書類として、申請書とあわせて提出（「更新」と「許可換え新規」の場合は、省略することができます）することとされており、許可取得後においても、毎営業年度終了後4ヶ月以内に、財務諸表等と併せて提出（変更届出書）することとされています。

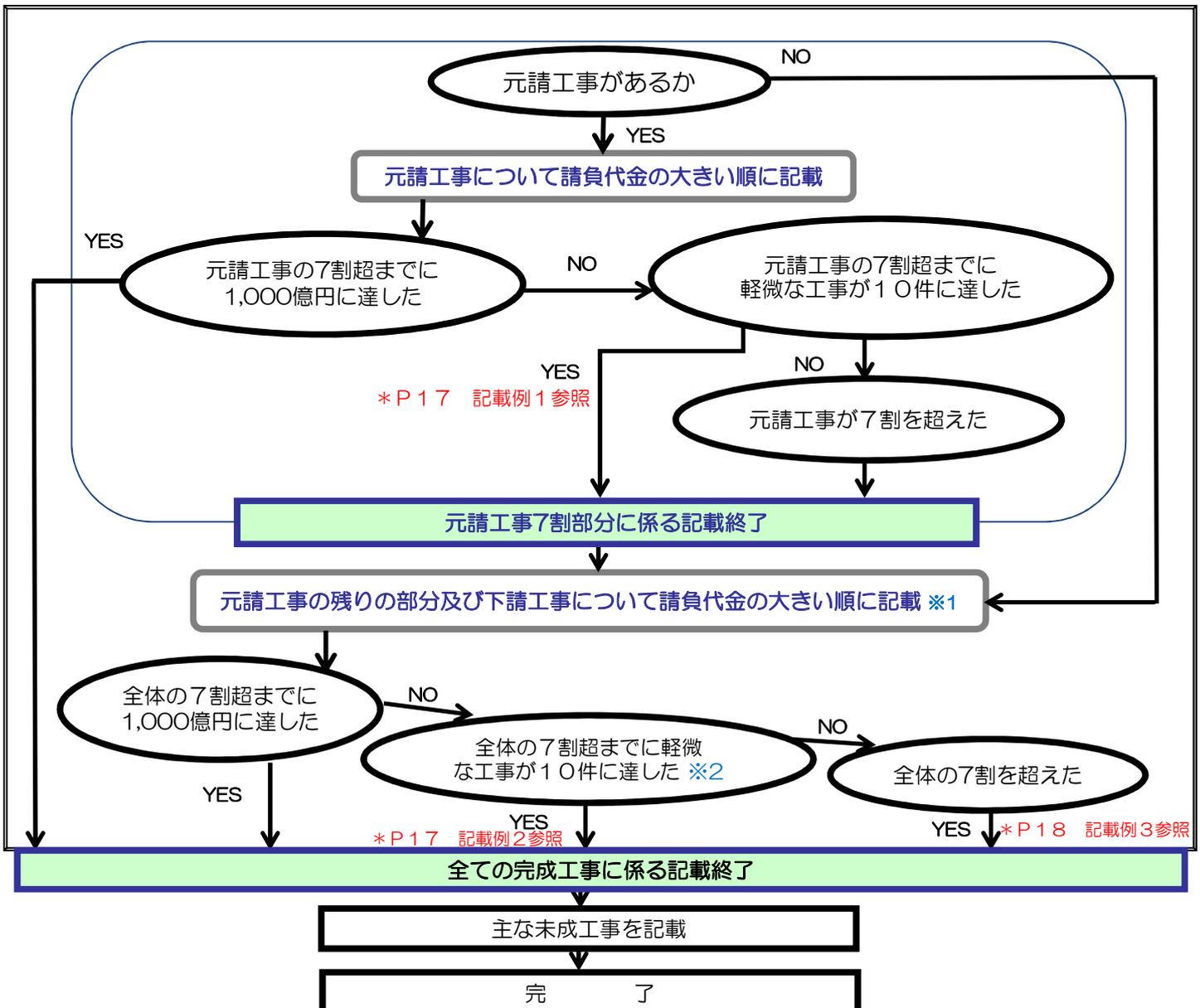
また、経営事項審査に係る経営規模等評価を申請する際にも、添付書類として、『工事経歴書』の提出をお願いします。

■ 工事経歴書を作成する際の注意事項

- ・作成方法については下記の記載フロー及び記入例を参考にしてください。
- ・売り上げ等の計上方法として工事進行基準を採用する場合、根拠となる証拠資料を追加で求める場合があるほか、記載方法について記載例を参照してください。

工事経歴書（様式第2号）の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事（税込500万（建築一式工事は1,500万）未満）、の10件を超える部分については記載を要しない ※工事経歴書は税抜記載になるので金額に注意すること



※1 元請工事が無い場合は、下請工事のみ記載
 ※2 元請7割分に記載した軽微な工事と合わせた件数で判断。但し元請のみ10件では記載終了とはなりません。元請工事の残りの部分及び下請工事から1件以上軽微な工事が記載される段階まで記載をする必要があります。
 ※3 元請工事に軽微な工事が無い場合は、下請工事のみで判断。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

*記載例1 工事経歴書記載例 (元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

該当工事が監理技術者を配置する工事の場合記載する。

請負代金は千円単位(千円未満の端数は切り捨て)で記入。

① 元請工事の7割部分に係る
完成工事

② 下請工事に係る
完成工事

注文者		元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所には印を記載)	主任技術者	監理技術者	請負代金の額	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は完成予定年月
A	国土建設	元請		上田邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	√			9,000千円		平成22年12月	平成23年1月
B	北海道開発	"		仙台邸車止め設置工事	"	愛知太郎	√			4,500千円		平成23年2月	平成23年3月
C	東北土木	"		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	"	一言二郎	√			3,200千円		平成22年3月	平成22年4月
D	関東建設	"		豊橋川改修工事の内掘削工事	"	津島一平	√			2,500千円		平成22年5月	平成22年5月
E	北陸産業	"		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	"	半田五郎	√			2,000千円		平成23年1月	平成23年1月
F	中部建設	"		豊川アパート改修工事の内 足場仮設工事	"	岡崎三男	√			1,900千円		平成22年10月	平成22年11月
G	近畿組	"		栄ビル新築工事の内 くい打工事	"	豊田一郎	√			1,800千円		平成22年9月	平成22年9月
H	中国建築	"		一般国道99号線道路新設工事	"	名古屋三郎	√			1,700千円		平成23年2月	平成23年3月
I	四国道路	"		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	"	愛知太郎	√			1,600千円		平成22年4月	平成22年4月
J	九州工業	"		三重邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	√			1,500千円		平成22年12月	平成22年12月
K	沖縄機械	"		讃岐邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	√			1,000千円		平成22年4月	平成22年5月
L	S	下請		S邸外構工事	"	岡崎三男	√			8,000千円		平成22年5月	平成22年5月
M	K	"		K邸改修に伴う仮設工事	東京都新宿区	岡崎三男	√			7,000千円		平成22年5月	平成22年5月

B~K の件数 ≤ 10件

.....「軽微な工事」

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

A~J 各々の完成工事高の合計額 (A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

A~J 各々の元請工事に係る完成工事高の合計額 (A~K)

小計	13	45,700	0千円	うち 元請工事	30,700	0千円
合計	52	65,000	0千円	うち 元請工事	50,000	0千円

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

*記載例2 工事経歴書記載例 (全体で軽微な工事が10件に達した場合)

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

① 元請工事の7割部分
に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下
請工事に係る完成工事

注文者		元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所には印を記載)	主任技術者	監理技術者	請負代金の額	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は完成予定年月
A	国土建設	元請		上田邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	√			10,000千円		平成22年12月	平成23年1月
B	北海道開発	"		仙台邸車止め設置工事	"	愛知太郎	√			4,500千円		平成23年2月	平成23年3月
C	東北土木	"		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	"	一言二郎	√			3,200千円		平成22年3月	平成22年4月
D	関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削工事	"	津島一平	√			8,000千円		平成22年5月	平成22年5月
E	北陸産業	"		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	"	半田五郎	√			5,500千円		平成23年1月	平成23年1月
F	中部建設	"		豊川アパート改修工事の内 足場仮設工事	"	岡崎三男	√			2,500千円		平成22年10月	平成22年11月
G	近畿組	"		栄ビル新築工事の内 くい打工事	"	豊田一郎	√			2,000千円		平成22年9月	平成22年9月
H	中国建築	"		一般国道99号線道路新設工事	"	名古屋三郎	√			1,900千円		平成23年2月	平成23年3月
I	四国道路	"		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	"	愛知太郎	√			1,800千円		平成22年4月	平成22年4月
J	九州工業	元請		三重邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	√			1,700千円		平成22年12月	平成22年12月
K	沖縄機械	下請		讃岐邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	√			1,600千円		平成22年4月	平成22年5月
L	S	"		S邸外構工事	"	岡崎三男	√			1,500千円		平成22年5月	平成22年5月
M	K	"		K邸改修に伴う仮設工事	東京都新宿区	岡崎三男	√			1,000千円		平成22年5月	平成22年5月

B・C+F~M の件数 ≤ 10件

.....「軽微な工事」

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

A~J 各々の完成工事高の合計額 (A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

A~J 各々の元請工事に係る完成工事高の合計額 (A~C+J)

小計	13	45,200	0千円	うち 元請工事	19,400	0千円
合計	52	70,000	0千円	うち 元請工事	35,000	0千円

※「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
例えば注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等

*記載例3 工事経歴書記載例 (全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合)

① 元請工事の7割部分
② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場の所在地	氏名	配置技術者の別	請負代金の額	着工年月日	完成又は完成予定年月
A	元請	JV	上田邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	〃	100,000千円	平成22年12月	平成23年1月
B	元請	JV	仙倉邸車止め設置工事	〃	豊知太郎	〃	60,000千円	平成22年3月	平成22年3月
C	元請	〃	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	〃	3,200千円	平成22年9月	平成22年4月
D	下請	〃	豊橋川改修工事の内網制工事	〃	〃	〃	〃	〃	〃
E	〃	〃	丸の内ビル新築工事の内外構工事	〃	中田五郎	〃	7,500千円	平成23年1月	平成23年1月
F	〃	〃	豊川アパート改修工事の内足場仮設工事	〃	岡崎三郎	〃	6,300千円	平成22年10月	平成22年11月
G	〃	〃	栄ビル新築工事の内くい打工事	〃	豊田一郎	〃	5,100千円	平成22年9月	平成22年9月
H	〃	〃	一般国道99号幹線道路新設工事	〃	高古三郎	〃	2,000千円	平成23年3月	平成23年3月
I	〃	〃	一般国道100号幹線道路改良工事の内カッター工事	〃	豊知太郎	〃	1,800千円	平成22年4月	平成22年4月
小計							9	163,800千円	163,800千円
合計							63	270,000千円	2,000千円

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載
2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

A~Cの合計額 ≥ Yの7割
A~Iの合計額 ≥ Xの7割

A'-Y'ごとの完成工事高の合計額 (A~I)
全ての完成工事高の合計額
A'-Y'ごとの元請工事に係る完成工事高の合計額 (A+B+C)

記載要領

- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこととされていますが、消費税率が変わる可能性があるため、ひとつの工事経歴書で異なる税率が混在する可能性があるため、「税抜き」での記載をお願いします。
- この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
6 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
8 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準（工事の進捗度に応じて売上を計上）を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧で付記すること。
9 **同一現場の注文者が異なる工事を合算して1件とすることや、1件の工事を複数の業種に分割して記載することは出来ません。**
10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
13 工事経歴書の訂正が必要になった場合、建設業許可における毎事業年度終了時の「変更届出書」の訂正の届出が必要になります。

POINT

- 工事経歴書を作成する際の注意事項
「工事名」の欄の工事名称は、請負契約書等に記載されている工事名称を、そのまま正確に記載して下さい。（契約書記載の工事名称を勝手に略したり、変更しないでください。）
- 工事進行基準を適用する工事で完成工事高を括弧書きする場合の記載例

請負代金の額	
(75,000)	← 工事進行基準による当期計上額
98,000 千円	← 全体の契約額

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

2) 経営事項審査における対象となる建設機械について（大臣許可：近畿地方整備局）

- 審査基準日に建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合に、その合計台数に応じて加算して審査するものとします（最大15台）。
- ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、高所作業車、締固め用機械、解体用機械 以下表に適合するもの。

建設機械抵当法の区分	仕様の要件	建設機械の区分	区分のポイント	(補 足)	
ショベル系掘削機	掘削系のアタッチメント交換可能	小型バックホウ	油圧ショベル6トン未満のバックホウ		
		バックホウ	油圧ショベル6トン以上のバックホウ		
		ドラグライン及びクラムシェル	掘削用原動機を有する場合は22キロワット未満で他の掘削系アタッチメントに交換可能なこと	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するものは、建設機械抵当法の連続式バケット掘削機に区分される	
		泥上掘削機			
		パイルドライバー	ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン未満で他の掘削系等のアタッチメント交換可能なこと	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のものは、建設機械抵当法別表の基礎工事用機械に区分される。	
移動式クレーン (キャブバッククレーン(ユニック)を除く)			ジブクレーン、タワークレーン、デリッククレーン、ケーブルクレーン、ウインチ、エレベータに該当せず、他の掘削系等のアタッチメント交換可能なこと	ジブクレーン、タワークレーン、デリッククレーンの移動式でつり上げ能力3トン以上は建設機械抵当法別表5起重機類に区分される	
				ケーブルクレーンの移動式で走行装置及び原動機を有しつり上げ能力2トン以上は建設機械抵当法別表5起重機類に区分される	
				ウインチの移動式で22キロワット以上の原動機を有するものは建設機械抵当法別表5起重機類に区分される	
ブルドーザー	自重3トン以上	ブルドーザー	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械抵当法別表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと	・スクレーパーブルドーザーで積載容量3立法平方メートル以上は、建設機械抵当法別表4運搬機械類に区分される	
トラクターショベル	バケット容量0.4立方メートル以上(山積み)	クローラローダー	キャタピラー式(履带式)のもの		
		ホイールローダー	車輪式のもの		
モーターグレーダー	自重5トン以上	モーターグレーダー			
			移動式クレーン	労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重3トン以上の移動式クレーン	
				ダンプ車	自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車。自動車検査証の備考欄に「建」と表示されていることを要しない。
				高所作業車	労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車
				締固め用機械	労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げる締固め用機械。ロードローラー(ハンドガイドローラーを含む)、タイヤローラー、振動ローラーが該当。
				解体用機械	労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げる解体用機械。ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機が該当。また、ベスマシンに解体用アタッチメントを装着して解体用機械として使用する等の場合、複数の特定自主検査記録表等に同一のベスマシンが記載されている場合は、重複するものとして加算対象にならない。

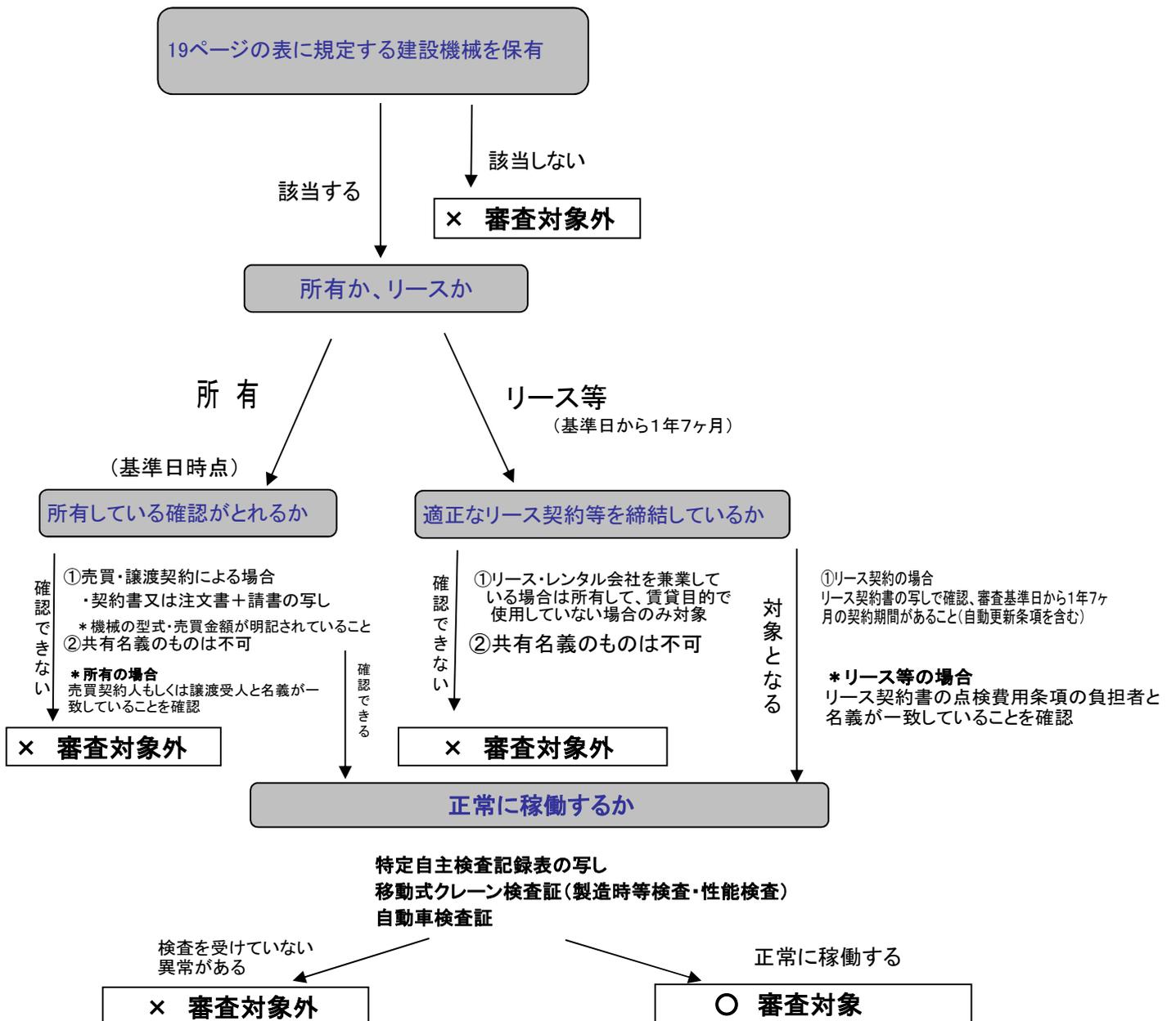
建設機械様式の記載要領

審査基準日： 年 月 日		申請者						
No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号	種別又は規格	所有・リースの別	取得年月日 リース開始日 リース期間満了日	備考
1	ショベル系掘削機	△製作所	ZZ-99EFG	12345	バックホウ	自社所有	平成30年10月1日 令和4年9月30日	
2	ショベル系掘削機	□建設機械	YY-000	987654	16トン	自社所有	令和2年11月23日	
3	ショベル系掘削機	☆☆自動車	XXX-AB	WWW-SAMPLE	最大積載量9,000kg	自社所有	令和3年1月21日	

【記載要領 (例)】

- ※項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。
- ※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。
- ※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。
 - ①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例：バックホウ)
 - ②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例：3.89トン)
 - ③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例：1.2立方メートル)
 - ④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例：10.0トン)
 - ⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例：7.0トン)
 - ⑥「ダンプ車」にあつては、ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラのいずれかを記載。
 - ⑦「高所作業車」にあつては、作業床の高さ
 - ⑧「締固め用機械」にあつては、ロードローラー(ハンドガイドローラーを含む)、タイヤローラー、振動ローラー、のいずれかを記載。
 - ⑨「解体用機械」にあつては、ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機のいずれかを記載。
- ※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。
- ※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

□ 経審対象となる建設機械のフロー（近畿地整管内の大臣許可業者対象）



POINT

○所有確認について

- 売買・譲渡契約書の写しで確認します。
(建設機械の型式、売買金額が明記されていること、契約等名義が一致していること)
- * 契約書がない場合は、譲渡証明、販売証明、請書、保険証券、償却資産(固定資産)申告書種類別明細書など所有の確認ができる書類を提出して下さい。
- * 譲渡証明、販売証明及び請書の場合は、①申請する建設機械の名称、製造者名、型式、製造番号及び取得日②販売元又は譲渡人の商号又は名称、所在地、電話番号及び代表者氏名③販売元又は譲渡人の押印④販売元又は譲渡人が申請者であることの明示⑤書類作成日 が確認できるものとして下さい。
- その他の書類の場合は「お問い合わせ先」(P28)までお問い合わせ下さい。

○特定自主検査について

- 特定自主検査は前回検査から1年間有効です。審査基準日時点で有効な特定自主検査記録表を提出下さい。
- 特定自主検査の使用者欄が申請者・リース契約相手方以外の場合加点対象とならない場合があります。

○製造時等検査・性能検査について

- 審査基準日に検査証の有効期間であることが必要です。

■ 項番54 関係

※本項目は令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請に限り評価します。
それ以前の申請においては、要件を満たしている場合でも加点対象となりません。

加点して審査するのは、以下①②のいずれも満たしている場合です。

- ① 審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事において
- ② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、別記様式第6号に掲げる誓約書を提出している場合

①「審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事」とは、審査対象工事は以下a～cを除く建設工事であって、審査基準日以前1年以内に発注者と契約変更を除く請負契約を直接締結した建設工事です。建設工事の施工期間等に関わらず、例外なく審査対象工事とします。

- a.日本国内以外の工事
- b.建設業法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事
- c.災害応急工事

②-1「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置」とは、(1)及び(2)を整備することをいいます。

(1) 建設キャリアアップシステム(以下、CCUS)における以下の現場契約情報を請負契約締結後、建設工事の施工に従事する者の入場までに作成し、登録している。

- ・現場名組織情報
- ・現場連絡先
- ・現場事務所住所、電話番号など
- ・現場管理者
- ・就業履歴蓄積期間
- ・発注区分
- ・有害物質の取扱の有無

※上記の他、施工体制や施工体制技能者情報等についても可能な限り、登録してください。

(2) 建設工事に従事する者がCCUSへ直接入力によらない方法(カードリーダーをかざして就業履歴の蓄積や、電話(電話番号やQRコードを使用)をかけて現場への入退場の履歴を登録、顔認証による入退場の履歴を登録すること等)で就業履歴を蓄積できる体制を整備している。

※詳細については、一般財団法人建設業振興基金の公表資料をご確認ください。
※就業履歴を蓄積する措置は、竣工まで行うようお願いします。

②-2 通知別記様式第6号に掲げる「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」(以下「誓約書」という。)の提出を確認することで申請区分に応じて以下のとおり加点することとします。

	項番54の記載	加点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	1	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	2	10

○民間を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合とは

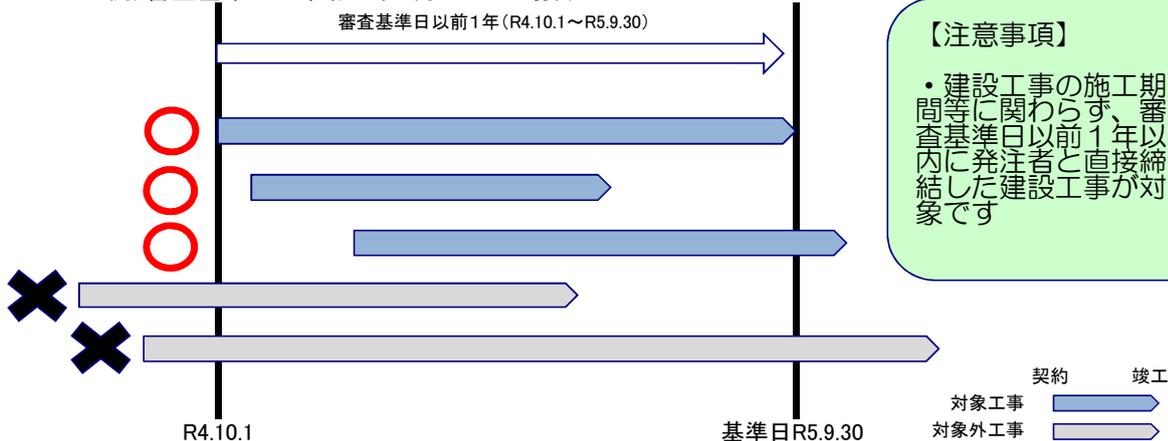
- ・民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施している場合
- ・公共工事を全く受注していない場合は、民間工事の全てで該当措置を実施している場合
- ・民間工事を全く受注していない(公共工事しか受注がない)場合で、全ての公共工事で該当措置を実施している場合

○全ての公共建設工事で該当措置を実施した場合とは

- ・民間工事と公共工事のうち、全ての公共工事において該当措置を実施している場合

※審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない(元請がなく、全て下請工事)場合には、加点しない。

例) 審査基準日が令和5年9月30日の場合



確認書類は返却いたしません。原本の提出が必要な書類以外は、必ず写し(コピー等)を提出して下さい。
 確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行日翌日から1ヶ月を経過した日以後に、「溶解処理」致します。

経営規模等評価申請・総合評定値請求にかかるチェックリスト *別途追加資料を提出して頂く場合があります。

番号	確認書類
1	<input type="checkbox"/> 消費税込確定申告書[控]・添付書類(付表2)・消費税納税証明書[その1]の写し(審査対象営業年度のもの)・電子申告の場合は、分かる資料
2	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し又は、「注文書と請書のセット」の写しのいずれか (元請・下請の区別なく、工事経歴書記載の工事のうち各審査対象建設業の種類毎に完成工事高の高い方から各3件(記載が3件未満の場合は全て))
3	<p>・自己資本額、利益額に係る次の①と②(経営状況分析結果通知書に参考値が記載されている場合は、特殊経営・決算期変更時を除き提出不要)</p> <p><input type="checkbox"/>①減価償却費として計上した金額を証明する書類の写し(法人税確定申告書別表十六(一)及び(二)他)</p> <p><input type="checkbox"/>②貸借対照表及び損益計算書の写し(規則別記様式第十五号及び十六号によるもの)</p>
4	<p>・技術職員名簿に記載している者に係る次の①及び②のいずれか、④⑥は該当する場合※許可控除の場合は前年受審時の技術職員名簿も添付</p> <p><input type="checkbox"/>①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し又は被保険者縦覧照会回答票(いずれも適用年月が審査基準日より前の直近のもの)</p> <p><input type="checkbox"/>②健康保険証の写し(事業所名の記載のあるもの)又は、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」</p> <p><input type="checkbox"/>③健康保険組合理事長による資格取得日の証明(標準報酬月額を含めて証明した場合、①のうち健康保険に係る標準報酬決定通知書の省略可)</p> <p><input type="checkbox"/>④住民税特別徴収税額通知書の写し(特別徴収義務者用及び納税義務者用)(個人で従業員5人未満の事業所又は、後期高齢者医療制度適用(原則75才以上)を受けている者)</p> <p><input type="checkbox"/>⑤技術職員電子データ(技術職員が概ね200名を超える場合でCD等の電子媒体に技術職員のデータ(参考様式有り)を入れたもの)</p> <p>*②③について、①で被保険者縦覧照会回答票を提出している場合は提出不要。また、標準報酬決定通知書を提出している場合で、前年受審時の名簿に記載していた者は、定年後に再雇用で切り替えた時を除き提出不要。</p> <p>・技術職員名簿に記載している継続雇用制度の適用を受けている者に係る書面(高齢者雇用安定法に基づき継続雇用となった65才以下の者)</p> <p><input type="checkbox"/>⑥「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」様式第3号</p> <p>・定年を超える(定年等の定めがない場合は60才以上の)常勤役員がいる場合は次の⑦(⑦を作成していない場合は⑧)</p> <p><input type="checkbox"/>⑦法人税の確定申告における別表役員報酬手当及び人件費内訳写し</p> <p><input type="checkbox"/>⑧商業・法人登記簿謄本(登記事項証明書)の写し及び許可変更届に添付した別紙一「役員一覧表」</p> <p>・技術職員名簿に記載している役員を除く60才以上の者に係る次の⑨と⑩</p> <p><input type="checkbox"/>⑨労働基準監督署の受付印のある就業規則又は準じるものの写し(継続雇用制度及び定年制度の内容を確認できるもの)</p> <p><input type="checkbox"/>⑩個別の労働契約書等(就業規則等の定めがない場合で60才以上の者及び就業規則で定める定年を過ぎても雇用期間を限定することなく常時雇用されている者)</p>
5	<p>・技術職員名簿に記載している者に係る検定又は試験の合格証その他の当該職員が有する資格に係る書面</p> <p><input type="checkbox"/>①合格証(卒業証明書)等の写し(前年受審時に技術職員名簿に記載していた場合は有効期限のあるものを除き提出不要)</p> <p>・1級監理受講者がある場合(講習受講1)は次の②と③は必須(④を提出した時は提出不要の場合あり)、④は選択</p> <p><input type="checkbox"/>②監理技術者資格者証の写し(有効期限が審査基準日以降のもの)</p> <p><input type="checkbox"/>③講習修了証の写し又は監理技術者資格者証の裏面(審査基準日が講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないもの)</p> <p><input type="checkbox"/>④1級監理受講者名簿(前年受審時にも当該名簿を提出している時は、1度提出した監理技術者資格者証と講習修了証は有効期限内は提出不要)</p>
6	<p>・労働(雇用)保険に係る次の①と②(但し、番号10の法定外労災が準記名式普通傷害保険の場合は、労災保険に係るものも添付)</p> <p><input type="checkbox"/>①労働保険概算・確定保険料申告書[控]の写し <input type="checkbox"/>②納入に係る審査基準日を含む期(年度)の領収証書の写し</p>
7	<input type="checkbox"/> 健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る審査基準月の領収証書又は、納入証明書の写し
8	<input type="checkbox"/> 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)の写し
9	<p><input type="checkbox"/>退職一時金制度又は企業年金制度に係る次のいずれかの書面</p> <p>中小企業退職金共済制度若しくは特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面、労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し(退職一時金規程を含むもの)、厚生年金基金への加入を証明する書面、適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面、確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面、資産管理運用機関との間の契約書の写し</p>
10	<input type="checkbox"/> 法定外労働災害補償制度加入に係る次のいずれかの書面 (公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保護事務組合連合会又は中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券の写し
11	<p>・知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況に係る以下の書面で①から⑤で該当するもの</p> <p><input type="checkbox"/>①「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」(様式第4号)</p> <p><input type="checkbox"/>②「技術職員名簿」及び「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載したCPD単位数を証する書面等の写し</p> <p><input type="checkbox"/>③「技能者名簿」(様式第5号) <input type="checkbox"/>④能力評価(レベル判定)結果通知書の写し</p> <p><input type="checkbox"/>⑤審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿 ※②及び④に計上されている方については番号「4」の書類も必要</p>
12	<p>・ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況に係る次の①と②</p> <p><input type="checkbox"/>①基準適合一般事業主認定通知書の写し(通知日が審査基準日より以前であること)</p> <p><input type="checkbox"/>②審査基準日時点で認定の取消および辞退が行われていないことを証する書類</p> <p>えるばし、くるみん:厚生労働省の公表資料である認定企業一覧の申請企業名が記載されている箇所の写し</p> <p>ユースエール :厚生労働省の若者雇用促進総合サイトに公表されている「ユースエール認定企業一覧」の企業情報詳細ページの写し(会社概要まで)</p> <p>※本項目は令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請に限り評価する。それ以前の申請においては、要件を満たしている場合でも加点対象としない。</p>
13	<input type="checkbox"/> 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に係る書面 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号)
14	<p>・審査対象営業年度に再生手続又は更生手続の開始又は終結の決定を受けた場合に係る書面</p> <p><input type="checkbox"/>再生又は更正手続開始の決定を証明する書面又は、再生又は更正の手続き終結の決定を証明する書面の写し</p>
15	<p>・防災協定の締結をしている場合で次の①か②で該当するもの</p> <p><input type="checkbox"/>①国、地方公共団体等と直接締結している防災協定の写し</p> <p><input type="checkbox"/>②所属団体が防災協定を締結している場合は、所属団体が締結している協定の写し及び審査基準日時点で加入を証明する書類</p>
16	<p>・監査に係る証明がある場合で次の①から③で該当するもの</p> <p><input type="checkbox"/>①会計監査人設置会社における有価証券報告書又は、監査証明書の写し[監査受審状況1の場合]</p> <p><input type="checkbox"/>②会計参与設置会社における会計参与報告書の写し[監査受審状況2の場合]</p> <p><input type="checkbox"/>③建設業経理士等名簿(2級除く)に記載した者のうち経理実務責任者に該当する者が自らの署名を付した経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号) [原本] [監査受審状況3の場合]</p>
17	<p>・公認会計士、税理士、1～2級登録経理試験合格者に係る次の①～③</p> <p><input type="checkbox"/>①建設業経理士等名簿 <input type="checkbox"/>②公認会計士・税理士としての登録を証する書面の写し、登録経理試験の合格証又は登録経理講習の修了証の写し</p> <p><input type="checkbox"/>③健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し又は被保険者縦覧照会回答票(適用年月が審査基準日より前の直近のもの)</p>
18	<p>・研究開発費に係る書面で次の①か②のいずれか</p> <p><input type="checkbox"/>①規則別記様式第十七号の二による注記表の写し <input type="checkbox"/>②有価証券報告書の一部の写し</p>
19	<p>・建設機械に係る書面で次の①から⑥で該当するもの</p> <p><input type="checkbox"/>①建設機械様式(建設機械の保有状況一覧表)</p> <p><input type="checkbox"/>②売買・譲渡契約書、リース契約書(自動更新含め審査基準日より1年7ヶ月のリース期間があること)の写し※前年受審時の建設機械様式に記載があるものは提出不要</p> <p><input type="checkbox"/>③誓約書(審査基準日より1年7ヶ月のリース期間がないリース契約で、更新又は買取りをすることが明確な場合)</p> <p><input type="checkbox"/>④オフロード車:特定自主検査記録表の写し、カタログ写し(カタログがない場合は写真)※カタログは前年受審時の建設機械様式に記載があるものは添付不要</p> <p><input type="checkbox"/>⑤オンロード車:ダンプ車→車検証(有効期間が分かる箇所を含む)、移動式クレーン→移動式クレーン検査証</p>
20	<p>・エコアクション21の認証を受けていることを証明する書面</p> <p><input type="checkbox"/>一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」の写し(審査基準日が認定・登録日以降であり、有効期限以前であること)</p>
21	<p>・ISO9001又は14001に登録されていることを証明する書面の写しで①、②と③は該当する場合</p> <p><input type="checkbox"/>①登録証(付属書を含む) <input type="checkbox"/>②組織マニュアル等(登録証及び付属書では許可のある本・支店全てISO取得していることが確認出来ない場合)</p> <p><input type="checkbox"/>③誓約書(前年受審時が有で、前年基準日以降に新たな許可を受けた営業所について認証手続き中の場合)</p>

*該当する□にチェックを入れてください。
 *番号1. 2. 3.について前年・前々年、未受審の場合は2期分又は3期分(前年審査基準日に他の許可行政庁で受審している時は1期分まで可)

番号	確認チェックリスト補足説明
1	<p>1 修正申告書があれば併せて添付してください。 2 法人税の納税証明は必要ありません。誤って添付されるケースがありますので注意してください。 3 申告書について口頭確認もしくは追加で書類を頂く場合があります。 4 電子申告の場合、「メール詳細」等電子申告したことが分かる資料の添付もれが多いので注意してください。</p>
2	<p>1 工事経歴書記載の上位3件とは元請・下請併せての完成工事金額の高いものをいいます。 2 建設業法第19条に基づく発注者と受注者の双方から契約金額等が確認できる資料が必要です。契約金額、「注文書、請書」の金額が工事経歴書記載額と一致するか確認します。 どうしても書類が揃わない場合は、例外措置として下記の書類を提出して下さい。 ・注文書しか揃わない場合は請求書又は入金分かる書類 ・請書しか揃わない場合は入金の分かる書類 3 変更契約を複数回数している場合、金額が一致しない場合など契約書等と工事経歴書記載額と契約金額が一致させやすいよう契約一覧表などの補助資料を添付して下さい。 4 JV契約の場合、JV協定書の添付が必要です。 5 適正な業種に割振りできているかの確認のため、工事内容の分かる資料等追加で求める場合があります。 6 契約書が外国語の場合は、契約金額欄をマーカーし、また、外国通貨で記載されている場合は日本円の換算根拠メモを添付してください。 7 件名で工事を行っているか判別できないものについては、工事を行っていることが分かる資料も添付してください。 8 現場が同じであっても、発注者が異なる工事を合算することは出来ません。 9 ひとつの工事を業種を分けて記載することは出来ません。</p>
3	<p>減価償却費として計上した金額を証明する書類を添付した場合は金額欄にマーカー又は計算メモを添付して下さい。</p>
4	<p>※許可替え後の経審査受審には前年受審時の技術職員名簿を添付(新規掲載者等の確認のため) 1 技術職員名簿に記載出来る者は、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている建設業に従事する者(常勤の役員、個人事業主含む)です。 ①関係 2 標準報酬決定通知書は、適用年月欄が審査基準日月より前の直近のもの1期分を名簿に記載する方のページのみ添付し、技術職員名簿の通番を記載して下さい。 (例) 審査基準日がR4年1月～R4年8月の会社は適用年月欄がR3年9月のもの、審査基準日がR4年9月～R4年12月の会社は適用年月欄がR4年9月のものを添付。 但し、技術職員名簿又は建設業経理士等名簿に記載している者で新たに雇用されたため、提出した標準報酬決定通知書に名前の記載がない場合は、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」を添付してください。 3 名簿に記載されている通番を、標準報酬決定通知書等の氏名余白部分に記載(電子データ提出時は不要)し、被保険者番号及び名簿に記載しない者の情報は、“黒く塗りつぶす”等のマスキングを行い表示しないようお願いします。 4 標準報酬決定通知書等において、最低賃金法に基づく府県毎に定める最低賃金未満であると認められる場合は、役員を除き名簿に記載できない場合があります。(厚生労働省参考URL: http://pc.saiteichingin.info/index.html) 5 被保険者縦覧照会回答票を添付する場合は、健康保険証又は健康保険組合理事長の証明は省略可。 ②関係 6 健康保険証の写しは技術職員名簿の通番を記載して下さい。※前年受審時の名簿に記載していた者は提出不要 保険者番号及び記号・番号にはマスキングを施して下さい。 ③関係 7 健康保険組合理事長による証明については名簿に記載されている者の資格取得日を記載して下さい。 前年受審時の名簿に記載していた者は、証明を省略出来ます。 標準報酬額も含めて証明している者は、健康保険標準報酬決定通知書は提出不要。 ④関係 8 個人事業主で従業員5人未満の事業所又は、後期高齢者医療制度の適用(原則75才以上)を受けている等健康保険適用除外者は、住民税特別徴収額を通知する書面を添付することとし、普通徴収の場合は来年受審時までに特別徴収に切り替える旨の誓約書(任意様式)と所得税源泉徴収簿等を提出すれば当年のみ名簿に記載出来ます。 ⑤関係 9 手引き(資料編)参考様式9 技術職員名簿データサンプル(200名以上)に準じた形式で各項目についてデータ検索出来るようお願いします。必ずExcelで提出して下さい。セルの結合、シートの分割は行わないでください。 ⑥関係 10 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1号第2号に基づき定年以降に継続雇用している65歳以下の者は、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなし、「技術職員名簿」及び「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」に記載することが出来ます。 ⑦関係 11 執行役員等登記されていない役員で法人税の確定申告における別表役員報酬手当や許可変更届に添付された役員一覧表に記載がない場合は、役員規程、取締役会議事録等により役員と証明出来るものを添付して下さい。 ⑩関係 12 就業規則等の定めがない場合で60才以上の者及び就業規則で定める定年を過ぎても雇用期間を限定することなく常時雇用されている者は、役員を除き個別の労働契約書等で雇用形態が確認出来ないと名簿に記載出来ません。 就業規則で定める就業日数、時間より短い者も記載出来ません。 ○出向者関係 13 在籍出向の技術者の場合は、出向元での標準報酬決定通知書のほかに、出向協定書又は出向元作成の出向証明書のいずれかの書類で出向期間が分かるものを提出して下さい。 14 前年審査基準日に出向者であった者が、今回審査基準日以前6ヶ月以内に出向先の社員となった場合は、通常技術職員と同様の書面に加え、協定書等及び出向元での通常技術職員と同様の書面と資格喪失届も提出願います。</p>

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

番号	確認チェックリスト補足説明
5	<p>1 技術職員名簿の通番の順に合格証(卒業証明書)、監理技術者資格者証、講習修了証を提出してください。 ※監理技術者資格者証により確認が取れる場合は合格証等は省略可。</p> <p>2 前年受審時の技術職員名簿に記載している有資格区分コードの合格証(卒業証明書)等は、提出不要。 但し、有効期限のある「基幹技能者」「地すべり防止工事」「大臣認定者」は毎回添付が必要です。</p> <p>3 技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書で確認する。 「電気工事士」「電気主任技術者」「電気通信主任技術者」「給水装置工事主任技術者」「消防設備士」は、合格証ではなく免状を添付してください。</p> <p>4 下記の資格は免状等の交付後、審査基準日時点で一定の実務経験がないと技術職員名簿に記載できません。 電気主任技術者・電気通信主任技術者:5年・第2種電気工事士・職業能力開発促進法に基づく技能検定2級:3年 給水装置工事主任技術者・地すべり防止工事・建築設備士・計装(1級):1年</p> <p>5 卒業証明書を添付する場合、学科によっては履修した単位が分かる証明等が必要な場合がありますので、不明な場合は事前に確認してください。 大学院、職業能力開発大学校は指定学科対象外です。(高等専門学校は可)</p> <p>6 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しは、1級(技術士含む)の資格者で「講習受講1」と記載する者のみ提出して下さい。 1級の資格は、手引き資料編P3有資格区分コード表の「5」のものになり、実務経験の場合は対象外です。 基準日時点で有効期限切れ、基準日より後に新たに交付を受けているものは対象外です。 「講習受講1」となるのは監理技術者資格者証に記載されている業種(資格証表面下部の「建設業の種類」が「1」の業種)のみが対象となります。</p> <p>7 1級監理受講者名簿を提出した時は、次年度以降も当該名簿を提出すれば前年の名簿に記載していた者の監理技術者資格者証と講習修了証の写しのうち、審査基準日時点で有効期間内のものは提出不要。</p>
6	<p>1 審査基準日を含む期(年度)の納付を確認します。</p> <p>2 審査基準日が概算保険料の算定期間内の申告書を提出して下さい。</p> <p>3 雇用保険と労災保険を分けて手続している場合は、申告書左上の「①労働保険番号」の「所掌」欄が「3」と記載されたものを提出してください。 但し、番号10の、法定外労働災害補償制度が「有」で準記名式普通傷害保険の場合は「所掌」欄が「1」と記載された労災保険の申告書も提出してください。</p> <p>4 口座振替による支払いをしている場合は、証明書、WEBの領収画面のプリントアウト等で支払いの分かるものを添付してください。但し、申請書提出時点で審査基準日を含む期の口座振替期日直前の場合は、口座振替が確認出来る直近のもので可。</p>
7	<p>1 審査基準日を含む月のみの領収書もしくは納付証明書で確認します。</p>
8	<p>1 使用実績がなく履行証明書が提出できない場合は加点対象外となります。</p>
9	<p>1 いずれかの制度への加入等が分かる書面の提出で加点対象となります。</p> <p>2 就業規則等を添付する場合は、退職一時金制度の記載部分をマーカー、付せん等してください。 「別途退職金規程による」と記載されている場合は「退職金規程」も提出してください。</p>
10	<p>1 加点対象となる法定外労災の要件として①死亡及び障害等補償等級が第1から第7等級以上であること②業務及び通勤災害に関する契約であること③職員及び申請者が請け負った建設工事を施工する全下請負人を含むこと④全ての工事現場(共同企業体及び海外工事を除く)を補償していることが必要です。全ての要件が確認できる資料を提出してください。</p>
11	<p>1 「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)」(様式第4号)に記載するCPD単位取得者及び「技能者名簿」(様式第5号)については、チェックリストの番号「4」に係る書類も提出してください。</p> <p>④関係 技能者名簿においてレベル向上の有無に○がある場合に提出してください。</p> <p>⑤関係 技能者名簿を提出する場合で、技術職員名簿に記載した方以外の方を記載する際に提出してください。</p>
12	<p>②関係 えるほし認定:厚生労働省の公表資料である「えるほし」認定企業一覧の申請企業名が記載されている箇所の写しを提出してください。 くるみん認定:厚生労働省の公表資料であるくるみん認定及びブラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧の申請企業名が記載されている箇所の写しを提出してください。 ユースエール認定:厚生労働省の若者雇用促進総合サイトに公表されている「ユースエール認定企業一覧」の企業情報詳細ページの写し(会社概要 まで)を提出してください。</p> <p>※審査基準日以降に認定の取消または辞退されている場合は、審査基準日以降に取消または辞退がなされたことを証する書類(労働局による証明書等)の提出があった場合に限り、加点対象とします。</p>
13	<p>1 軽微な工事等を除く、日本国内における建設工事であって、審査基準日以前1年以内に発注者と契約変更を除く請負契約を直接締結した建設工事について、当該建設工事の施工期間等に関わらず、例外なく審査対象工事とします。</p>
14	<p>1 H23.4以降の申し立てに係る手続開始決定をした場合で、審査基準日が再生手続期間かどうかで判断します。</p>
15	<p>1 社団法人等が防災協定を締結している場合で、当該法人等に加入している証明を提出する場合、当該団体での活動契約、証明書等で当該企業が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できることが必要です。(証明書には審査基準日を記載すること)</p>
16	<p>1 監査の受審状況「1」の場合、会計監査人が商業登記簿に記載されていることが必要です。 監査証明書等は押印のあるものの写しを添付してください。</p> <p>2 監査の受審状況「3」の場合、建設業経理士等名簿に記載がある人が自署した原本を提出して下さい。</p>
17	<p>1 公認会計士、税理士、1～2級登録経理試験合格者(建設業経理事務士)として加点対象となるのは、雇用期間を限定することなく雇用している常用職員もしくは常勤の役員であることが要件となっています。</p> <p>2 継続雇用制度を受けている者は記載出来ません。</p> <p>3 公認会計士は、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者(公認会計士として登録されている者)が評価対象。</p> <p>4 税理士は、所属税理士会が認定する研修を受講した者(税理士として登録されている者)が評価対象。</p> <p>5 1～2級登録経理試験に合格した年度の翌年度から起算して5年を経過していない者、若しくは審査基準日が1～2級登録経理講習を受講した年度の翌年度のから起算して5年を経過していない者が評価対象。</p> <p>※平成28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、審査基準日が令和5年3月末日までの間は、引き続き評価対象となります。(講習未受講でも5の者と同等以上の者として評価対象となります。)</p>
18	<p>1 会計監査法人の設置会社(登記までされていること)である場合に計上できます。</p> <p>2 計上した金額欄にマーカー又は計算メモを添付して下さい。</p>
19	<p>1 ダンプ車は車検証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるもので、土砂等の運搬に供される貨物自動車であること、自動車検査証の備考欄に「建」と表示されていることを要しない。ただし、車検証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は加点対象外です。</p>
20	<p>1 認定範囲に建設業が含まれていること、建設業の許可をとっている本支店・営業店が全て入っていることが必要です。</p>
21	<p>1 ISOについては、JABと相互認証されている認証機関であること、内容が建設業に関係した内容であること、会社単位での取得であっても建設業の許可をとっている本支店・営業店が取得範囲に入っていることが必要です。</p> <p>2 内容及び取得範囲が登録証・付属書等で明確でない場合は、マニュアル等の記載部分の写し又は、認証機関の証明書を提出して下さい。</p> <p>3 登録書が和文でない場合には、和訳の添付をして下さい。</p> <p>4 前年受審時が有で前年基準日以降に新たな許可を受けた営業所について認証手続き中の場合は、次回基準日には新たな許可を受けた営業所を含んだ登録証を提出する旨の誓約書を提出すれば有と記載可。</p>
その他	<p>1 番号1、2、3について前年・前々年、未受審の場合は2期分又は3期分を提出して下さい。「平均元請完成工事高」について、直前2年を選択する場合は原則2期分を、直前3年を選択する場合は原則3期分の提出が必要です。但し、前回・前々回審査基準日に他の許可行政庁で受審している時は1期分まで可。</p>

IV. その他

1. 審査期間及び結果通知書の送付について（再掲）

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（結果通知書）の申請者への送付は、近畿地方整備局で申請書を受領後、補正期間を除いて約40日後になりますが、申請件数等の状況によって異なる場合もありますので、予め御了承願います。

結果通知書は、原則許可を受けた建設業者宛に送付しますが、行政書士等が委任状で「結果通知書の受領」の委任を受けていることが記載されている場合のみ行政書士等宛に送付します。

2. 再審査の申し立てについて

■再審査等の申し立ては、次の場合のみ可能です。

（結果通知書の通知日の日付は再審査申立日以降の日付となります）

○行政（審査）庁側の誤り等により、経営事項審査結果通知書の内容が、申請内容と異なる場合（結果通知書を受けた日から30日以内に限り）。

・申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、“申請者の責任に帰する案件”については、再審査申し立ての対象外です。

○国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合

3. 業種追加について

○経営事項審査結果通知後に新たな業種の許可を受け、業種追加をする場合（ただし業種追加に伴う技術者、完工高の追加以外に従前の受審した箇所の変更はできません）

・一般建設業から特定建設業に変更があったケース、特定建設業から一般建設業に変更があったケースにおいては対象とはしていません。

4. 経営事項審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。

公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評定値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査の結果通知書の写しとなっています。

公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターのホームページ上から閲覧可能（結果通知書発行日から約30日後）です。<http://www.ciic.or.jp/>

5. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

経営事項審査においては、下記に該当する行為をした場合には罰則（懲役又は罰金）に処せられる事があります（建設業法第50条第4項、第52条第4項、第53条）。

1. 申請書類に虚偽の記載をして提出したもの。
2. 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したもの。

また、申請書類に虚偽の記載をして提出した結果得た結果通知書を各発注機関に提出した場合等、請負契約に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止（行政処分）に処せられることがあります（建設業第28条第1項第2号、第28条第3号）。

6. 特殊な経営事項審査について

特殊な事例（合併、譲渡、分割、経営再建等）で経営事項審査を受審する場合は、経営状況分析を申請する前にご相談下さい。

申請方法、提出書類等を含め、“通常”の手続とは異なります。

また、企業集団（グループ経審、連結経審）及び持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経審）、外国子会社の経営実績の評価については、事前に国土交通大臣の認定が必要です。

詳細は、[国土交通省建設業課 \[03-5253-8111 \(代\)\]](mailto:03-5253-8111) までお問い合わせ下さい。

7. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて

【1】申請に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、経営事項審査申請等により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1) 経営事項審査申請等の審査事務
- 2) 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

【2】結果に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、経営事項審査結果に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人に対する経営事項審査結果の通知
(公共工事発注支援データベースシステムにより提供する者を含みます。)
2. 経営事項審査結果の公表
(公表は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいてインターネットで行っております。)

経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定による次の利用又は提供

- 1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 2) 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
- 3) 他の行政機関、独立行政法人等地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
- 4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
- 5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
- 6) その他提供することについて特別の理由があるときの提供

8. 登録経営状況分析機関について

登録経営状況分析機関一覧

(平成31年4月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター (本部)	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
	(西日本支部)	大阪市中央区上町A番12号上町セイワビル9階	06-6767-2801
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがありますので、最新情報は、国土交通省ホームページをご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/totikensangvo/const/1_6_bt_000091.html

9. お問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 調査係
 〒540-8586

大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 (大手前合同庁舎)

TEL 06-6942-1141 FAX 06-6942-3913

近畿地方整備局のホームページに経営事項審査の最新の情報と各種様式が掲載されています。

<http://www.kkr.mlit.go.jp> (近畿地方整備局トップページ)